

南相馬市除染計画 【ver.1】

みなみそうま 復興へ。



◆1 除染の方針（除染目標と標準的な除染方法）

計画の期間は、平成26年3月末日とします。
 ※農地の一部については、平成29年3月末日とします。

生活圏

◇目標

計画目標：除染実施前の空間線量率 半減
 将来目標：追加被ばく線量 年間1mSv未満



◇標準的な除染方法の例

種別	特定避難勧奨地点を含む区域	その他の区域
住宅等	・屋根等の洗浄 ・庭木等の剪定	・屋根等の洗浄 ・庭木等の剪定
事業用建物等 (公共施設含)	・庭土の表土除去 ・側溝内洗浄	・一部高線量地点の土壌等除去 ・側溝内洗浄
道路	・清掃車等によるブラッシング ・側溝内洗浄 ・街路樹剪定 ・道路表面の削り取り ・再舗装	・清掃車等によるブラッシング ・側溝内洗浄 ・街路樹剪定
生活圏の森林	・枝葉剪定 ・落ち葉除去 ・除草	・枝葉剪定 ・落ち葉除去

農地

◇目標

計画目標：土壌等の放射性セシウム濃度 1,000Bq/kg未満
 将来目標：農畜産物の放射性セシウム濃度 未検出
 追加被ばく線量 年間1mSv未満



◇標準的な除染方法の例

種別		5,000Bq/kg超	5,000Bq/kg以下
田	耕起済	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・水による土壌攪拌、除去 ・周辺水路の汚泥除去 ・除草後の表土削り取り(注1)	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・周辺水路の汚泥除去
	耕起未済	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・水による土壌攪拌、除去 ・周辺水路の汚泥除去 ・除草後の表土削り取り	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・周辺水路の汚泥除去 ・除草後の表土削り取り
	畦畔	・除草 ・表土削り取り	・除草
畑	耕起済	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・除草後の表土削り取り(注1)	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕
	耕起未済	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・除草後の表土削り取り	・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・除草後の表土削り取り
牧草地		・吸収抑制資材を利用した深耕、反転耕 ・牧草の削り取り	
ため池		・汚泥浚渫 ・除草	
永年性作物		・樹皮洗浄 ・粗皮削り ・剪定 ・除草 ・吸収抑制資材の利用 ・除草後の表土削り取り	・樹皮洗浄 ・粗皮削り ・剪定 ・除草 ・吸収抑制資材の利用

(注1) 他に有効な除染方法がない場合のみ実施

※2,000Bq/kg以下の農地について

土壌調査等を実施し、放射線量の低減経過を確認して除染作業内容を検討します。なお、水田は一定期間主食用米の生産を行わず、農地保全を兼ねた深耕等の除染を行います。

森林 河川

国の実証実験結果や新たな科学的・技術的知見の確立を踏まえながら、早期の除染実施に向けた検討を進めます。

◆2 除染スケジュール（生活圏）

生活圏（住居・学校等）においては、空間線量率の高い地域から着手します。農地については、放射性セシウム濃度の高低と作付け計画を勘案し、別途、優先順位を定めます。

地 区 【主な行政区】	時 期							
	H 2 3	H 2 4			H 2 5			
原町区太田地区 【片倉】 ※特定避難勧奨地点を含む地区	→							
原町区石神地区 【馬場, 押釜, 高倉, 大谷, 大原】 ※特定避難勧奨地点を含む地区	→							
鹿島区 上真野地区 【檜原, 上柘窪, 柘窪, 小山田】 ※特定避難勧奨地点を含む地区	→							
鹿島区 上真野地区 【小池】 ※比較的線量が高い地区	→							
原町区 石神地区 【深野, 信田沢, 長野, 北長野, 石神, 牛越, 大木戸】 ※比較的線量が高い地区	→							
原町区 太田地区 【上太田, 矢川原】 ※比較的線量が高い地区	→							
原町区 原町地区 【本陣前, 国見町, 上町, 南町, 西町, 三島町, 仲町, 本町, 北町, 小川町, 東町, 錦町, 大町, 栄町, 旭町, 橋本町, 二見町, 青葉町, 桜井町, 高見町, 日の出町】 ※国道6号の西部	→							
鹿島区 上真野地区 【御山, 山下, 浮田, 角川原, 横手】 【岡和田, 牛河内】 ※国道6号の西部	→							
鹿島区 八沢地区 【永渡, 永田】 ※国道6号の西部	→							
鹿島区 鹿島地区 【西町, 鹿島, あさひ】 ※国道6号の西部	→							
鹿島区 真野地区 【寺内, 塩崎, 江垂, 小島田, 川子】 ※国道6号の西部	→							
原町区 高平地区 【上北高平, 上高平, 下高平, 下北高平, 金沢】 ※国道6号の西部	→							
原町区 石神地区 【北新田】 ※国道6号の西部	→							
原町区 太田地区 【牛来, 下太田, 中太田, 益田, 高】 ※国道6号の西部	→							
原町区 大甕地区 【北原, 大甕, 雫】 ※国道6号の西部	→							
原町区 大甕地区 【小浜, 萱浜】 ※国道6号の東部	→							
原町区 原町地区 【上渋佐, 下渋佐】 ※国道6号の東部	→							
原町区 高平地区 【泉, 北泉】 ※国道6号の東部	→							
鹿島区 真野地区 【大内, 烏崎】 ※国道6号の東部	→							
鹿島区 鹿島地区 【南右田, 北右田】 ※国道6号の東部	→							
鹿島区 八沢地区 【南海老, 北海老, 南屋形, 北屋形, 南柚木】 ※国道6号の東部	→							

※比較的線量が高い地区とは、推定年間被ばく線量が5 mSvを超える地区

※農地については、このスケジュールとは別に2年～5年の間で着手及び完了予定

◆3 除染作業に伴い発生した土壌等の収集・運搬・保管について

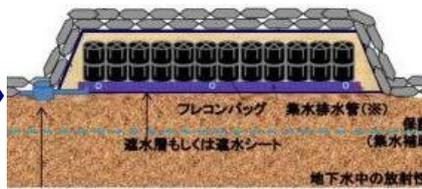
除去土壌等の中間貯蔵施設等の確保については、国が責任を持って行うこととなりますが、これを待っていたのでは迅速な除染が進みません。

このため、市では、除去土壌等の保管に必要な一時集積所及び仮置き場を設置し、安全に管理しながら、市内の除染作業を推進します。

除去土壌等の保管イメージ



一時集積所



仮置き場



中間貯蔵施設

(1) 各行政区が管理する一時集積所の設置について

- ① 除去土壌等は、可燃物と不燃物などに分別して土嚢袋等に梱包し、各行政区内に設置する一時集積所に搬入します。
- ② 一時集積所には、遮水シートを敷きフレコンバッグ（大型収納袋）等を設置します。土嚢袋等は、この中に投入し、雨水防止のための遮水シートで覆います。
- ③ 設置期間は概ね2年間とします。

(2) 市が管理する仮置き場の設置

- ① 鹿島区、原町区に各1箇所設置します。なお、小高区には国が設置します。
- ② 仮置き場の場所の選定は、周辺住民の合意形成を図り決定します。
- ③ 仮置き場の構造は、簡易埋立方式とします。
- ④ 仮置き場の設置期間は概ね3～5年間とします。

(3) 中間貯蔵施設等の設置

中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保については、国へ強く要望します。

(4) 一時集積所及び仮置き場の安全確保

地域住民の安全と安心を最優先で考慮し、放射線モニタリングや地下水の放射性物質検査など継続的に実施し公表します。

(5) 仮置き場までの除去土壌等の運搬

一時集積所に長期間除去土壌等が保管されることのないように定期的に運搬します。また、運搬時には適当な容器を用いるなど、飛散流出防止に配慮します。

(6) 除去土壌等の保管

除去土壌等の減容について、新たな技術の開発等に注視し、効果的かつ効率的な技術を積極的に取り入れます。



(7) その他

線量が低い除去土壌等は、今後、福島県が設置を予定している海岸防災林の資材として活用されるよう、関係機関へ強く要望します。

心ひとつに
世界に誇る
南相馬の復興を

南相馬市除染計画【ver.1】

南相馬市市長公室除染対策室

TEL 0244-24-5257 / FAX 0244-24-5214

E-mail josentaisaku@city.minamisoma.lg.jp